パイプハウス設置を助成します

令和６年度　施設園芸推進事業（仙台市単独事業）

野菜・花きを生産するパイプハウスの設置にかかる費用の一部を助成します

補　助　内　容

１．補助対象事業

野菜・花きを生産するパイプハウスで、これから工事を始めて令和７年3月31日までに設置及び支払いが完了するもの。

２．補助対象者

次のいずれかに該当する者で、市内に住所を有し市税を滞納していない者。ただし、本事業の補助対象経費について、国・県の補助金を受けている場合あるいは受ける予定の場合は対象としない。

(1)認定農業者及び認定新規就農者

(2)持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条

第1項の認定を受けた農業者（エコファーマー）

(3)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

（令和4年法律第37号）第16条に定める基本計画に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の

認定を受けた農業者

３．採択基準

・1年度につき農業者1人あたり500㎡を上限とする。

・補助対象者(1)及び(3)については、認定を受けた計画に基づいて行うものであること。

・補助対象者(2)については、認定を受けた導入作物の生産に要するものであること。

・園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合については、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入すること。

・再築の場合、設置後10年以上経過していること。

４．補助率

（1）補強型（間口5ｍ以上・パイプ口径30㎜以上・専用ドア付）

事業費の１／３以内　または　１㎡あたり2,400円のいずれか低い方

 　　　※再築の場合は、事業費の１／４以内　または　１㎡あたり1,800円のいずれか低い方

（2）第１種施設（間口5ｍ以上・パイプ口径20㎜以上・専用ドア付）

　　　　事業費の１／３以内　または　１㎡あたり2,000円のいずれか低い方

 　　　※再築の場合は、事業費の１／４以内　または　１㎡あたり1,500円のいずれか低い方

（3）第２種施設（第１種施設基準以外のもの）

　　　　事業費の１／３以内　または　１㎡あたり1,000円のいずれか低い方

 　　　※再築の場合は、事業費の１／４以内　または　１㎡あたり750円のいずれか低い方

５．事業費の消費税及び地方消費税の取扱い

消費税に係る課税事業者の場合は、事業費の消費税及び地方消費税を補助対象経費に含まない。

消費税に係る非課税事業者の場合は、事業費の消費税及び地方消費税を補助対象経費に含む。

住　所：〒980-8671　青葉区国分町三丁目7番1号

あて先：仙台市農業振興課　内海　行

ＦＡＸ：２１４－８３３８

アドレス：kei008130@city.sendai.jp

**事業についてのお問い合わせは、下記までご連絡願います。**

**仙台市経済局農林部農業振興課担い手育成係**

**電話：214－7327・FAX：214－8338**

**パイプハウス設置事業の申請を希望します（事前調査）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　所 | 電　話　番　号 |
| 　 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者区分（該当するものに○） | 認定農業者　・　認定新規就農者　・　エコファーマー環境負荷低減事業活動実施計画の認定者 |
| 設置区分（該当する方に○） | 新　　築　　　・　　　再　　築 |
| 仕様 | 　　　　　m × 　　　　　m × 　　　　　棟　　　　　m × 　　　　　m × 　　　　　棟 |
| ハウス面積（合計） | 　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　円※見積書を必ず添付してください。 |
| 消費税に係る事業者の区別（該当する方に〇） | 課税事業者　　・　　非課税事業者 |
| 設置予定日 | 　　　　月　　　　日　～　　　　　月　　　　日 |

※正確な数値を記入してください。

※こちらは事前調査になります。事前調査額を踏まえ、申請できる上限額を設定させて頂く場合がございますのであらかじめご了承ください。

**令和６年６月５日（水）まで、FAX・郵送またはメールしてください。**